

③ 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
--------------	------------	-----	-----

別表十三(三)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人の別	1	認定研究開発事業法人 ・ 認定統括事業法人	損金算入額	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた日	2	平 ・ ・	の	軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
			計	(4)と(5)のうち少ない金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3		算	損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平 ・ ・	認定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適用対象年度において損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額		
			10		
	平	・			円
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	合	計			

別表十（三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第11条第1項《課税の特例》に規定する認定研究開発事業者（以下「認定研究開発事業法人」といいます。）若しくは同項に規定する認定統括事業者（以下「認定統括事業法人」といいます。）に該当するものが措置法第61条《認定研究開発事業法人等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定研究開発事業法人若しくは認定統括事業法人に該当するものが同法第68条の63の3《連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載し

ます。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額5」には、措置法令第37条第1項《認定研究開発事業法人等の課税の特例》の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90の3第1項《連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例》の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載します。この場合においては、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。